

## 【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	フューチャーアーキテクト株式会社
【住所又は本店所在地】	東京都品川区大崎一丁目2番2号
【報告義務発生日】	該当事項はありません。
【提出日】	平成22年12月15日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項はありません。
【提出形態】	該当事項はありません。
【変更報告書提出事由】	該当事項はありません。

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	フューチャーアーキテクト株式会社
証券コード	4722
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

## 【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	フューチャーアーキテクト株式会社
住所又は本店所在地	東京都品川区大崎一丁目2番2号
事務上の連絡先及び担当者名	フューチャーアーキテクト株式会社 執行役員 中島 由彦
電話番号	03(5740)-5721

## 【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成21年9月14日(変更報告書No.3提出日平成21年9月15日)
訂正内容	上記報告書の報告義務発生日において、提出者は有限会社クロスシティのみなし共同保有者であったため、上記報告書を取り下げるものであります。